

徳島県人事委員会告示第五号

職員 の任用に 関する 規則（人事委員会規則四―九）第四十六 条第一項第二号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和五年八月三日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和五年八月十日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称		確定年月日
徳島県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿		令和四年七月二十八日
徳島県市町村立小・中学校職員（大学卒業程度）採用候補者名簿		令和四年七月二十八日